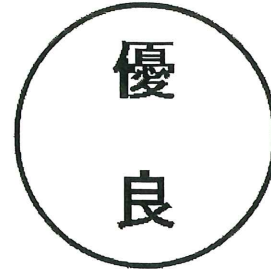


## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1

早来工営 株式会社

代表取締役 小松 稔明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和5年5月2日

許可の有効年月日 令和12年5月1日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

### 1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

感染性廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3 許可の条件

#### 4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更届出年月日 平成13年 6月15日  
(住所の変更 旧 北海道石狩市新港中央3丁目750番6)
- ・変更届出年月日 平成14年 6月12日  
(住所の変更 旧 神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号)
- ・更新許可年月日 平成18年 5月 2日
- ・更新許可年月日 平成23年 5月26日
- ・変更許可年月日 平成23年 5月26日  
(廃酸、廃アルカリ、汚泥に「有機燐化合物、チラウム、シマジン、チオベンカルブ」の追加)
- ・変更許可年月日 平成27年12月11日  
(廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥に「1,4-ジオキサン」の追加)  
(感染性廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物の追加)
- ・更新許可年月日 平成28年 4月20日
- ・優良基準適合認定 平成28年 4月20日  
(許可の有効年月日が平成33年 5月 1日から平成35年 5月 1日に延長)
- ・更新許可年月日 令和 5年 5月 2日
- ・優良基準適合認定 令和 5年 5月 2日  
(許可の有効年月日が令和10年 5月 1日から令和12年 5月 1日に延長)
- ・変更届出年月日 令和 6年 5月 1日  
(住所の変更 旧 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号)

#### 5 積替え許可の有無

無

#### 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 5年 5月 2日 更新許可)